

第二百四号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条中「その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を」を「次に掲げる区分の割合を、それぞれ」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。次号において「特定低公害・低燃費車」という。）の台数の割合
- 二 事業の用に供する自動車のうち規則で定める乗用車の台数に対する特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の台数の割合

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

大気環境の更なる改善及び温室効果ガス排出量の削減に向け、自動車に起因する環境への負荷低減の観点から、環境性能の高い自動車の普及を加速させるため、低公害・低燃費車の導入義務に係る規定を改める必要がある。